

景品表示法 基礎編

問題

不当景品類及び不当表示防止法（以下、「景品表示法」といいます）は、消費者の利益を保護し、消費者が適正に商品・サービスを選択できる環境を守ることを目的に、過大な景品類や虚偽・誇大な表示を規制している法律です。

例えば表示は広告だけでなく、商品上のラベルや店頭ディスプレイ、店員の口頭での説明など、あらゆる手段・形式が対象となるため、消費者向けの商品・サービスを提供する事業者すべてが対象となります。また、景品表示法は、一律で記載していいこと、悪いことが決まっているわけではなく、適正かどうかの判断は事案ごとにされています。

だますつもりもなかったのに、せっかく考えたラベルや商品名などが「不適正」だと言われるのももったいないことです。景品表示法は自分の業務に関係ないと思うかもしれませんが、せっかくの業務を無駄にしないためにも、まずは知識を身につけてみませんか。

全部で 15 問です。ぜひ、一度チャレンジして、何が不適正にあたるのか確認してください。

〔設問 1〕 景品表示法

景品表示法の説明として正しいものはどれでしょうか？

- ① 景品に関して表示しなければならない事項を決めている法律である。
- ② 商品、サービスについて表示しなければならない事項を決めている法律である。
- ③ 商品、サービスの内容や取引条件についての不当表示を禁止している法律である。

〔設問2〕 表示

景品表示法の「表示」とは事業者が顧客を誘引するための手段のことを言いますが、この「表示」にあたらぬものはどれでしょうか？

- ① 電話セールスや実演販売などの口頭によるもの
- ② 事業者間での取り引きに関して示すもの
- ③ 飲食店等がメニューとして示すもの

〔設問3〕 事業者

小売業者がメーカーからもらった説明資料どおり作成した広告を使って販売する商品について、不当表示が疑われています。景品表示法の規制対象となるのは誰でしょうか？

- ① 小売業者
- ② 製造業者(メーカー)
- ③ 小売業者・製造業者の両方

〔設問4〕 優良誤認

優良誤認表示とは、商品やサービスの内容について、実際のものよりも、又は事実に相違して競争事業者に係るものよりも著しく優良であると一般消費者に示す不当表示をいいます。

優良誤認となる表示はどれでしょうか？

- ① 「カシミヤ 100%」と表示していたが、実際には「カシミヤ 10%、ウール 90%」の商品であった。
- ② 「トンカチ定食」と表示していたが、実際には「トンカツ定食」であった。
- ③ 今朝となり町の漁港で水揚げされた魚を仕入れ、「鮮魚」と表示した。

〔設問5〕 著しさの判断基準

景品表示法において「著しく優良」であるか否かの判断となる基準は何でしょうか？

- ① 業界の慣行
- ② 表示を行う事業者の認識
- ③ 一般消費者の認識

〔設問6〕 合理的根拠

インターネットで健康食品などを販売する際に、商品説明などの広告作成の方法として正しいものはどれでしょうか？

- ① メーカーや卸売業者の販売促進資料をそのまま掲載すれば問題ない。
- ② 効能効果については、商品に含まれている成分について他のネットサイトなどで一般的に言われていることを記載すれば問題ない。
- ③ 自社でメーカーに問い合わせるなどしても根拠が曖昧な効能効果については第三者機関に依頼するなどして合理的根拠を準備しなければならない。

〔設問7〕 有利誤認

有利誤認表示とは、価格等の取引条件について、実際のものよりも、又は競争事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される不当表示をいいます。

有利誤認となる表示はどれでしょうか？

- ① 「今だけ半額キャンペーン実施中」と表示していた。実際は1年以上前から半額で販売していた。
- ② 「本日より5日間限り」と表示していた。実際、5日間で販売を打ち切った。
- ③ 「当店通常価格より半額」と表示していた。実際、1週間前までは通常価格で販売していた。

〔設問 8〕 二重価格表示

二重価格表示とは、価格の安さを強調するため、事業者が自己の販売価格にその販売価格よりも高い他の価格（比較対照価格）を併せて記載することです。

小売業者が商品販売時に二重価格表示をする際に、比較対照価格として用いる「メーカー希望小売価格」の説明として正しいのはどれでしょうか？

- ① 小売業者が自店において通常販売している価格
- ② 製造業者等（小売業者以外）が、新聞広告、カタログ、商品本体等への印字等により、あらかじめ公表している価格
- ③ 製造業者等（小売業者以外）が設定した価格をカタログやパンフレットに記載するなどして当該商品を取り扱う小売業者に広く呈示されている価格

〔設問9〕 No.1表示

「No.1」「第1位」「トップ」「日本一」等と強調する表示を「No.1表示」といいます。

No.1表示の根拠となる調査の出典を記載するとき、望ましい表示はどれでしょうか？

① 当社調べ

② 国立〇〇研究センター調べ

③ 2014年10月 株△△リサーチ「××に関する調査」

〔設問 10〕 強調表示と打消表示

文字を大きくするなどして目立たせた表示を強調表示といい、その例外や制約条件を示したものを打消し表示といいます。「打消し表示の望ましい表示方法」として、正しくないものを1つ選んでください。

- ① 打消し表示は、最低でも7ポイント以上の文字の大きさで表示する。
- ② 打消し表示は、強調表示に近接した箇所に表示する。
- ③ 背景の色と打消し表示の文字の色は、対照的な色の組み合わせとする必要がある。

〔設問 1 1〕 その他の誤認表示

優良誤認、有利誤認の他に、特定の商品・サービスについて、一般消費者に誤認されるおそれがあるとして、内閣総理大臣が指定し、禁止している不当表示はどれでしょうか？

④ 無果汁の清涼飲料水等についての表示

⑤ 生鮮食品に関する表示

⑥ 加工食品に関する表示

〔設問 1 2〕 景品

景品表示法における「景品類」の定義として正しくないものはどれでしょうか？

- ④ 顧客誘引性がある。
- ⑤ 消費者庁長官が指定するものである。
- ⑥ 取引に付随している。

〔設問 13〕 景品（懸賞）

景品表示法の対象とならない「オープン懸賞」の説明として正しいものはどれ
でしょうか？

- ④ 商品購入者を対象とした抽選により賞品がもらえる懸賞
- ⑤ インターネットで誰でも応募できて、抽選で当たると賞品がもらえる懸賞
- ⑥ 商店街が行うくじ引きに当たると賞品がもらえる懸賞

〔設問 1 4〕 景品（総付）

景品表示法の対象となる「景品類」にあたるのはどれでしょうか？

- ④ お店に行っただけでもれなくもらえる景品
- ⑤ 商品購入者にもれなくキャッシュバック
- ⑥ アンケートを回答した粗品

〔設問 15〕 公正競争規約

公正競争規約の表示規約についての説明で間違っているものはどれでしょうか？

- ④ 食品や酒類、化粧品、不動産などの商品から、旅行業などのサービスに至るまでの具体的な表示規定を定めている。
- ⑤ 公正競争規約を守っていれば景品表示法に違反することはまずない。
- ⑥ 公正競争規約は消費者庁及び公正取引委員会が定めたルールである。